

平成 27 年 5 月 22 日

各位

会社名 株式会社 インターワークス  
代表名 代表取締役社長 雨宮 玲於奈  
(コード: 6032 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 大平 秀行  
(電話 03-6823-5404)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 25 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)当社は連結計算書類作成会社となったため現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)につき所要の変更を行うものであります。

(2)会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるように現行定款第 28 条第 2 項、および第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 28 条の変更を本株主総会に提出することについては監査役全員の同意を得ております。

(3)法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規程を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(4)上記の変更に加え条数や字句の修正等条文の整備を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

(1)定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日(予定)

(2)定款変更効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;">第1条～第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p style="text-align: center;">第6条～第10条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p style="text-align: center;">第11条～第14条(条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第16条～第17条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p style="text-align: center;">第18条～第23条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第25条～第27条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;">第1条～第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p style="text-align: center;">第6条～第10条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p style="text-align: center;">第11条～第14条(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第16条～第17条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p style="text-align: center;">第18条～第23条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第370条</u>の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第25条～第27条(現行どおり)</p>

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第 29 条 (条文省略)

(選任)

第30条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(新設)

(新設)

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第 29 条 (現行どおり)

(選任)

第30条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第 329 条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役人数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

<p>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第 32 条～第 35 条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第 37 条～第 39 条（条文省略）</p> <p>第7章 計 算 第 40 条～第 42 条（条文省略）</p>	<p>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 32 条～第 35 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第 37 条～第 39 条（現行どおり）</p> <p>第7章 計 算 第 40 条～第 42 条（現行どおり）</p>
---	--